

津山市久米総合文化運動公園 市民プール整備基本計画

令和6年2月

津 山 市

目 次

第1章 基本計画の概要	
1 基本計画策定の目的	3
2 基本計画の位置づけ	4
第2章 施設整備基本方針	
1 新市民プールの必要性	5
2 公認プール機能の付加	6
3 新市民プール施設整備の基本方針	7
4 市内施設・団体との連携方針	7
(1) 体育施設との連携	7
(2) 学校教育との連携	7
(3) 市関係団体等との連携	8
第3章 施設整備計画	
1 施設整備場所	9
2 施設配置	10
3 必要諸室の設定	11
(1) 屋内エリア	11
(2) 屋外エリア	12
(3) 必要諸室及び規模（想定）	12
4 整備方式等	13
(1) 整備方式の種類と概要	13
(2) 整備方式の選定	14
(3) 事業者選定方式	15
5 施設整備費等	15
(1) 施設整備費	15
(2) 施設整備費に係る財源	15
(3) 運営・維持管理等	15
6 施設整備に伴う経済波及効果	16
(1) 経済波及効果の算出方法	16
(2) 算出項目	17
(3) 総合的な経済波及効果	17

第4章 事業運営計画	
1 利用者の想定	18
(1) 住民等の利用	18
(2) 学校等授業での利用	18
2 開館時間	18
(1) 現市民プールの状況	18
(2) 新市民プールの開館時間等	18
3 利用料金	19
(1) 現市民プールの状況	19
(2) 新市民プールの利用料金	19
4 事業スケジュール	20
参考資料	21
①施設概要	21
②利用状況	22
③津山市人口とプール等利用者数	23
④収支状況	24
津山市久米総合文化運動公園市民プールの更新（新築） 整備について（答申）	26
津山市久米総合文化運動公園市民プール整備基本計画 策定委員会からの意見書	30

第1章 基本計画の概要

1 基本計画策定の目的

津山市久米総合文化運動公園市民プール（以下「現市民プール」という。）は、平成7年10月の開館以来約28年間、温水プールの特徴を活かした、体力づくり、健康増進、競技力向上などを目的とした施設として多くの住民に利用され、平成13年度から久米中学校の学校プールとしても活用されています。

一方で、現市民プールは、経年劣化などにより内外装をはじめ機械設備等の老朽化が激しく、応急的な対応をしてきましたが、抜本的な改善が不可避となっており、早急な対策が必要な状況となっています。

これらの状況を踏まえ、本市では、令和4年10月に「現市営プールの適正化基本方針」により、現市営プールの今後について公共施設マネジメントの観点及び設置目的を考慮した基本方針を示し、令和4年11月には「津山市久米総合文化運動公園市民プール整備基本構想（以下「整備基本構想」という。）により、現市民プールの更新（新築）（以下「新市民プール」という。）に向けた基本方針として示しました。

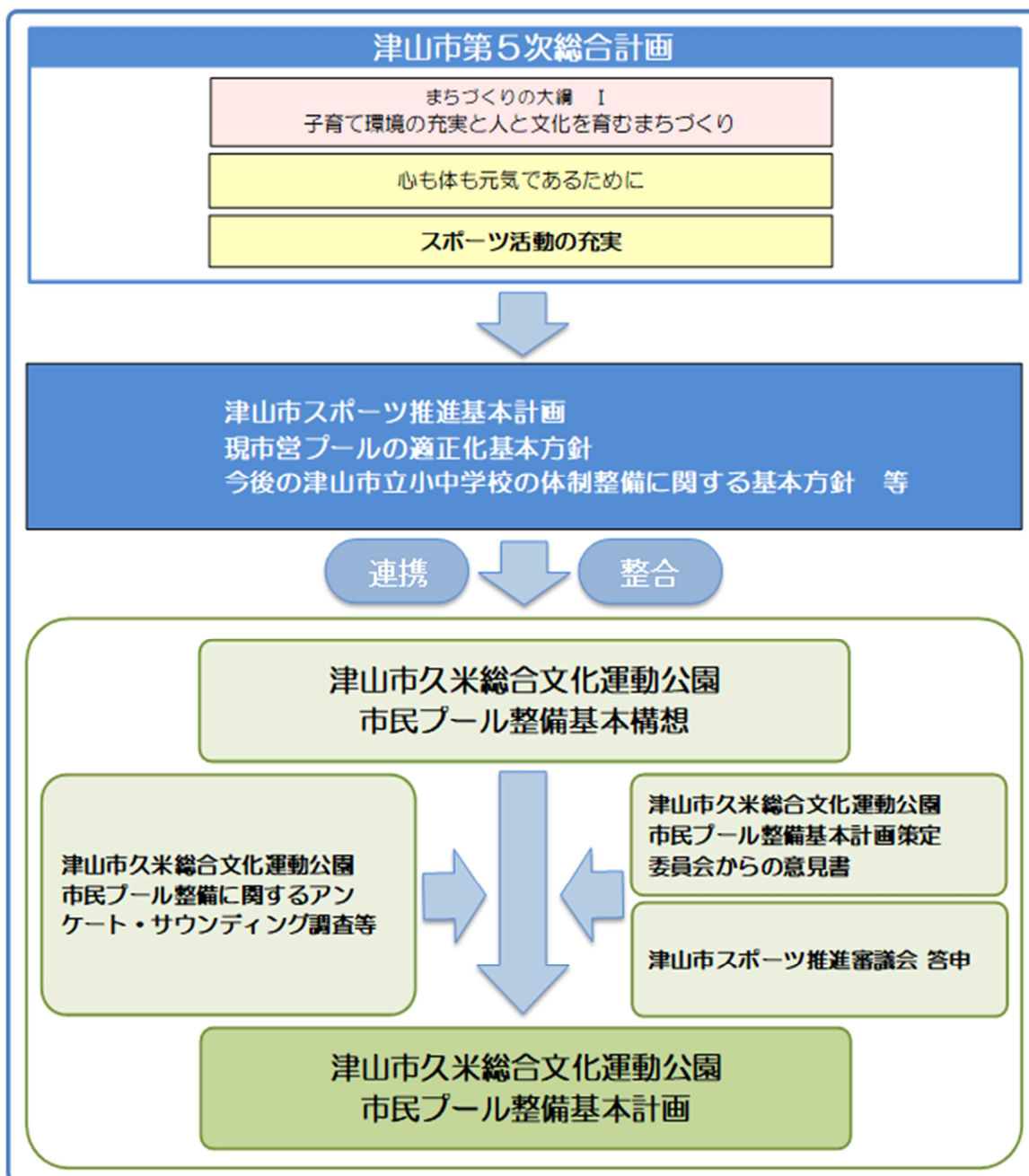
その後、利用者及び市民へのアンケート調査、サウンディング調査、高校生・大学生によるワーキング調査、そして、地域住民代表・関係団体など幅広い分野で構成された「津山市久米総合文化運動公園市民プール整備基本計画策定委員会」（以下「基本計画策定委員会」という。）を開催し、幅広い層の住民利用者や事業者の意見・要望等を求め、さらには津山市スポーツ推進審議会への「久米総合文化運動公園市民プールの更新（新築）整備について」の諮問を行うなど、必要な施設・機能や整備方式等を検討してきました。

本計画では、整備基本構想及び上記の住民等の意見・要望並びに基本計画策定委員会からの意見書、津山市スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、久米地域生活拠点の充実と活性化に資する施設とすることはもちろんのこと、本市のスポーツ振興、健康・体力づくり等を推進し、多世代で多様な利用を可能とした交流拠点施設としてふさわしい機能を有する新市民プールとすることを目的として、必要な施設・機能や整備方式等を示すものです。



2 基本計画の位置づけ

本計画は、「津山市第5次総合計画」(H28～R7)、「津山市第5次総合計画後期実施計画」(R4～R7)をはじめとする上位計画や「津山市スポーツ推進基本計画」(H30～R9)等、関連計画と連携・整合を図り、「整備基本構想」に基づいて策定します。



第2章 施設整備基本方針

1 新市民プールの必要性

現市民プールは、年間5万人を超える多くの住民が利用する施設となっており、開館以来約28年が経過し老朽化が激しく施設維持が難しくなっています。

整備基本構想では、更新（新築）を基本方針として施設整備を行うこととしていますが、今後、一層の人口減少や社会情勢の変化に伴う利用者層の変動が想定され、将来の財政負担等を懸念する声もお聞きしています。

そのため、より幅広い層の住民利用者や事業者の意見・要望等を求め、利用者アンケート、サウンディング（市場）調査、高校生・大学生によるワーキング調査、さらには、地域住民代表・関係団体など幅広い分野で構成された基本計画策定委員会を令和5年1月から計5回開催しました。

基本計画策定委員会では、市民プールの必要性、施設規模、可動床の整備、公認基準プール整備の賛否等の様々な意見・要望が出され、それらを取りまとめ「意見書」が市へ提出されました。

意見書には、現市民プールは久米地域のみならず市全体として大切な施設であり、久米地域生活拠点の充実と活性化に資する施設とすることはもちろんのこと本市の拠点施設としてふさわしい機能を有する新市民プールを早期に更新（新築）してほしい、また、多数の委員が切望されている可動床機能を有する公認プールとしての整備や、施設更新期間中の現施設継続運営などについても熱望する意見・要望がありました。

また、津山市スポーツ推進審議会においては、「津山市久米総合文化運動公園市民プールの更新（新築）整備について」の諮問に対して、健康・体力づくりの更なる推進に加え、近隣の学校利用を前提として整備し、また、公認プール機能の付加による競技レベルの向上や交流人口増加等を目指すことは、久米地域の発展はもちろん本市の今後のスポーツ振興を進める上で非常に有効であると考え、久米市民プールの更新（新築）整備は妥当であると判断し、令和6年2月に4項目について答申がなされています。1項目の「整備場所について」は、現行施設の利用者実績や各種インフラの整備状況等により、現久米市民プールの場所が最適地とされ、2項目の「公認プール機能付加について」は、健康増進施設としての機能に加え、競技レベルの向上や交流人口の増加が期待されることなどにより、必要と判断されています。3項目の「必要緒室及び規模について」は、様々な利用者が使いやすく同時に利用するため、水深を2mとし可動床設置の必要性が示されています。4項目の「その他、利用促進等」については、学校プールとしての活用と、利用者に対するサービス向上に努めることの必要性等が示されています。

す。

本市としては、人口減少と少子高齢化等に伴う各スポーツ施設の利用者数の減少や、老朽化による施設改修等による財政負担が想定される中で、全ての施設を現状のまま維持し続けることは現実的ではなく、市内の施設機能が重複した施設や、同類の施設整備計画等を集約して将来の財政負担等を軽減する必要があります。一方で、現市民プールは、スポーツ振興、健康・体力づくり等の推進と、交流人口の増加が期待できる地域特性を有する施設であり、久米地域生活拠点の充実と活性化のみならず本市の持続的発展を図る上で必要な施設であると考えています。

このため、新市民プールはユニバーサルデザインに基づき、障害の有無に関わらず様々な利用者が使いやすい施設とし、水泳の公認大会や合宿等による競技力向上や地域経済の活性化、人と地域との交流を促す重要な拠点施設の一つとして久米地域に整備が必要との結論に至りました。

2 公認プール機能の付加

本市では、津山市山北に設置されていた屋外市営プールが公認プール（公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則の基準を満たすプール）として昭和36年から平成18年まで利用されていましたが、老朽化のため廃止されています。

その後、住民・関係団体からは、新たな公認プール施設整備の要望があり、市スポーツ協会や市水泳連盟等を中心として「新たな公認プール建設の請願書」が市議会へ3度提出され、いずれも採択されています。

また、利用者アンケート調査、高校生・大学生によるワーキング調査、そして、基本計画策定委員会の意見書等においても、泳力技術の向上、可動床機能を有する公認プールの整備、公認水泳大会の誘致等を望む多くの声がありました。

岡山県水泳連盟からは、公認大会が県南に集中しているため、公認大会開催に活用できる条件が整った施設整備の要望と、実現した場合の公認大会誘致と施設活用へ協力する旨の意向書面をいただいております。令和5年10月に実施した市民アンケート調査等からも住民・市内外の関係団体等から公認プール整備への期待が寄せられています。さらに、津山市スポーツ推進審議会からの答申では、健康増進施設としての機能に加え、公認プール機能の付加による競技レベルの向上や交流人口の増加等を目指すこととされています。

これらを踏まえ、同類の施設整備計画等を集約化し、健康増進施設としての機能に加え、市内外の多様なニーズに対応でき、競技レベルの向上、交流人口の増加や経済波及効果に寄与することが期待されることから、新市民プールの機能の一つとして公認プール基準（国内一般・A）を付加することとします。

3 新市民プール施設整備の基本方針

新市民プールは、以下の方針に基づき整備します。

方針1 多世代が親しめる施設
障害の有無に関わらず、多世代が気軽にプールを利用できるように、可動床を導入するとともに、ユニバーサルデザインに基づいた施設とします。
方針2 多様なニーズに対応する施設
水泳に必要な一般的な機能のほか、競技力向上、利用者が求める健康づくりなど、多様なニーズに対応する施設とします。
方針3 多様な運動施設
プール施設のほか、トレーニングルーム等を導入し、利用者の満足度を高める施設とします。
方針4 学校等と連携した施設
学校等の水泳授業にも適した施設とし、指導者派遣など人的な対応もできる施設とします。
方針5 競技レベルが向上できる施設
子ども、一般、高齢者等の利用者が、競技のレベルアップを図れる公認プール基準を満たす施設とします。
方針6 安全・安心な施設
緊急時の対応や監視・救護体制（監視カメラ・AED等）の整備など、安全管理を徹底するとともに、安心して利用できる環境づくりに取り組みます。
方針7 効率的な維持管理と環境に配慮した施設
住民ニーズに対応する機能を備えた施設整備を進める必要がありますが、公民連携により、維持管理コストの縮減や収益性の向上を図り、再生可能エネルギーの導入等、脱炭素や環境に配慮した施設とします。

4 市内施設・団体との連携方針

(1) 体育施設との連携

市内の体育施設はP8の配置図に示していますが、現市民プールは市内西部に位置する津山市久米総合文化運動公園内にあり、多目的グラウンド・体育館・テニスコート等と隣接し、各種の大会やスポーツ活動において周辺の体育施設と一体的な利用が行われています。

新市民プールは、引き続き周辺の体育施設との一体的な利用と連携を促進し、各種大会や合宿、スポーツ活動等において利用調整にも配慮します。

(2) 学校教育との連携

学校の屋外プールは、天候の影響により安定した利用ができない場合や、

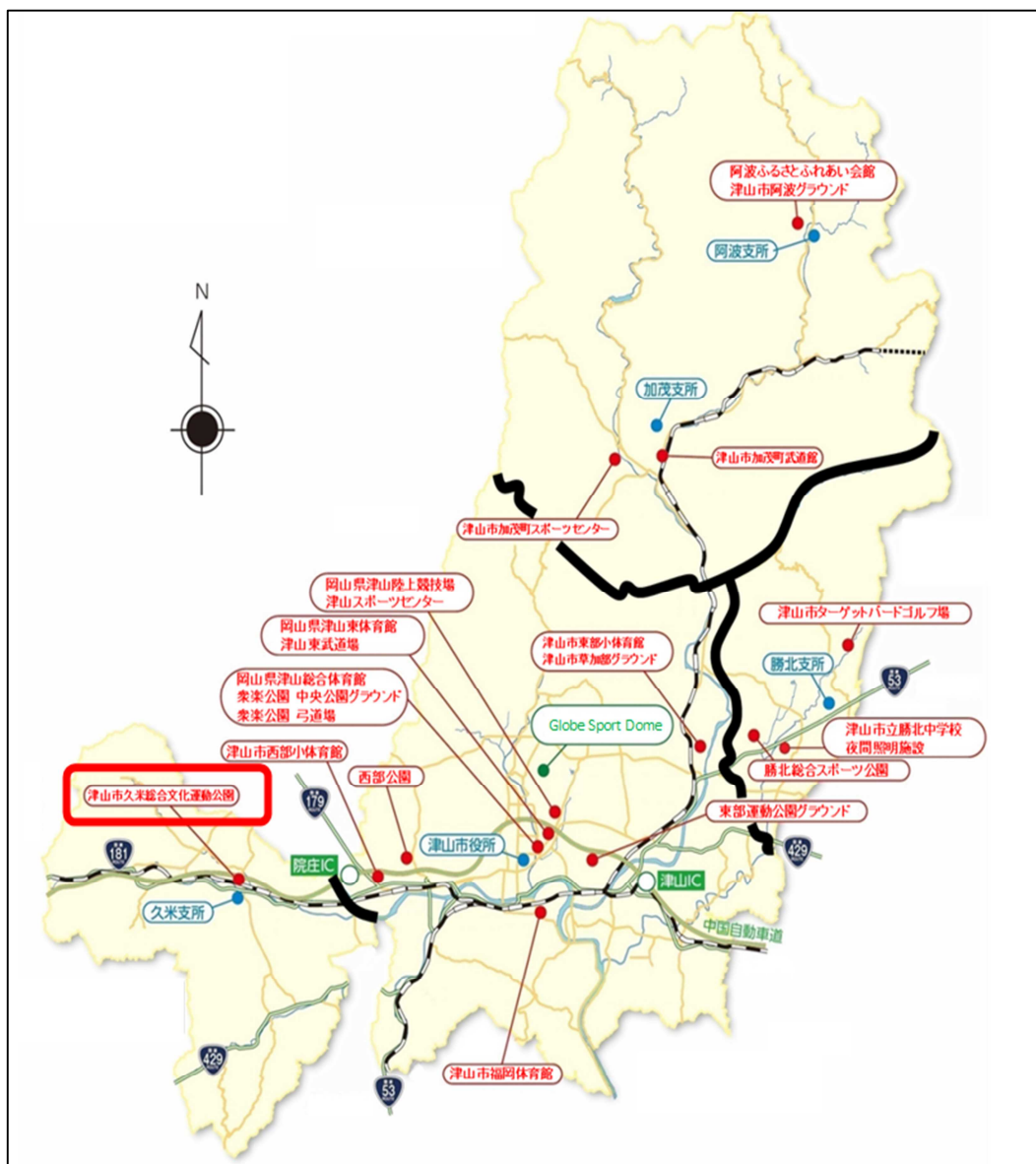
多額の施設更新費用がかかること、また屋内プールと比べて衛生管理や水温管理が難しいという課題があります。そのため、至近にある久米中学校の水泳授業は、平成13年度から現市民プールを使用しています。

新市民プールは、学校教育とも連携し、学校等の水泳授業で安全で有効に活用できる施設整備及び専門の指導者による水泳技術の向上を視野に入れた運営を目指し、良好な教育環境の確保に努めていきます。また、学校利用と一般利用との利用調整にも配慮します。

(3) 市関係団体等との連携

本計画を推進するにあたり、津山市スポーツ協会、津山市スポーツ少年団、津山スポーツ振興財団、小中学校、保育所・幼稚園・認定こども園等との連携強化を図り、泳力技術・競技力の向上及び大会・合宿等の誘致による交流人口の増加等を目指します。また、健康づくりや幼児から高齢者・障害福祉等様々な分野の施策と連携を図ります。

○市内体育施設配置図



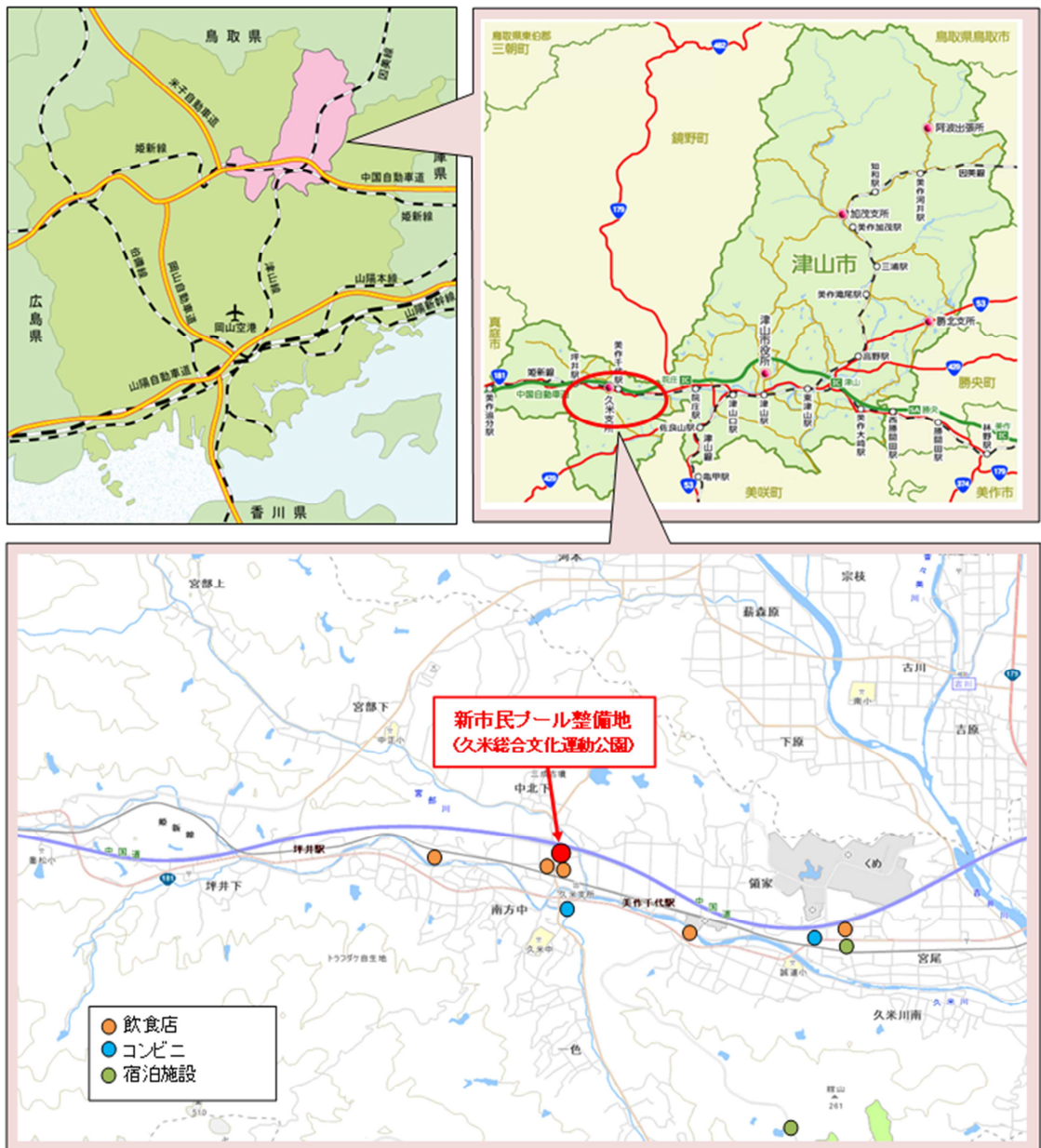
第3章 施設整備計画

1 施設整備場所

現市民プールの場所は、院庄ICから車で10分程度、津山市中心部から車で20分程度、JR美作千代駅から徒歩15分程度と、交通アクセスに優れており、近隣の駐車場も最大約500台と多く、周辺にはコンビニエンスストア、宿泊施設もあり、大会や合宿など、多くの方が遠方から来られる場合に適した場所となっています。

また、整備基本構想において新市民プールの整備予定地は、他施設との連携やインフラの整備状況等を検討し、現市民プール敷地内を最適地としています。津山市スポーツ推進審議会の答申においても、「整備場所について」は、周辺施設の状況や施設整備財源等を検討した結果、現市民プールの場所が最適地とされています。

これらのことを踏まえ、新市民プールの施設整備場所は、現市民プール敷地内とします。



2 施設配置

配置場所は、現市民プール施設敷地と駐車場敷地を配置候補として検討を行いました。

現市民プール施設敷地と駐車場敷地を比較した場合、総合文化運動公園としての一体的な利用や、久米中学校から距離も近く学校連携が可能、上・下水道等インフラ整備がしやすいこと、用地取得費が不要であることは同一ですが、現施設の老朽化に伴う設備等の故障による運営休止が現実味をおびていること、延床面積・屋外エリア面積の確保、施設工事中の安全性が確保できる等により、現市民プール施設敷地に整備することとします。

その結果、住民利用者の皆様から強い要望をいただいていた「現市民プール場所以外での建設」は、現施設の継続利用が難しい等のため実現はできませんが、現市民プールの休館期間中の利用者への配慮として、久米総合文化運動公園内他施設利用の検討や、周辺市町村の同等施設の利用斡旋等により、現行の利用者ができる限り健康・体力づくり等が継続できるよう対応していきます。



施設の概要

住 所	津山市中北下 1,253 番地			
敷 地 面 積	8,772.6㎡			
接 道 状 況	西側に県道あり			
法 令 等 に 基 づく 制 限	都 市 計 画 区 域	都 市 計 画 区 域 内	用 途 地 域	指 定 な し
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%
供 給 設 備 の 状 況	電 気	高 圧 受 電	都 市 ガ ス	---
	給 水	直 圧	排 水	公 共 下 水

3 必要諸室の設定

新市民プールの必要諸室等及び各諸室に求められる機能等は、下記のように整理します。

(1) 屋内エリア

① プールエリア

ア. メインプール

- 子どもから高齢者等、誰もが利用しやすいプールとします。
- 水中での歩行運動や学校等の水泳授業に適したプールとします。
- 公益財団法人日本水泳連盟の公認プール基準「国内一般・A」(以下「公認国内 A 基準」という。)を満たすプールとします。

なお、公認国内 A 基準では、25m×8 レーン以上、水深 1.35m 以上、観客席 800 人以上の収容能力となっておりますが、本施設では、25m×8 レーン、水深を、各種の公認大会で実質的に必要となっている 2m とし、誰もが利用でき水泳授業も可能とする可動床等とします。また、観客席は仮設等での対応も見込み 400 人程度(移動式を含む)の収容能力とします。

- ・プール規模 25m×8 レーン以上
- ・水深 0~2m 以上(可動床)
- ・観客席 400 人程度(移動式を含む)

イ. 小プール

○親子連れの幼児等の利用が安全に行える深さ・広さの小プールを設置します。

ウ. プールサイド

○学校授業等での待機スペース等を考慮し、十分な面積を確保します。

エ. 更衣室、シャワー室

○男女それぞれ十分な面積を確保し、動線などに配慮した、誰もが使いやすい施設とします。

オ. プールエリア専用トイレ

○男女の一般洋式トイレと、多目的トイレを設置します。

② トレーニングエリア

ア. トレーニングルーム

○健康増進に資するため、運動機器を配置したトレーニングルームを設置します。

イ. スタジオ

○ダンスやスポーツ教室等に利用するスタジオを設置します。

ウ. 更衣室、シャワー室

○トレーニングエリア利用者に対応する更衣室・シャワー室を設置します。

③共用エリア

ア. エントランスロビー等

○利用者等を受け入れるためのエントランスロビーや飲食できるスペース等を設置します。

イ. トイレ

○プールエリア外に、プール利用者以外も利用できる男女の一般洋式トイレと、多目的トイレを設置します。

④その他

ア. 事務室

○職員更衣室等の機能を有する事務室を設置します。

イ. その他

○上記以外の公認国内A基準として必要な諸施設・設備及び利用者を増やすために必要な施設・設備（例:温浴施設、売店等）、また、屋内エリアの運営・維持管理負担の軽減策（ランニングコスト削減策等）については、事業者提案等を取り入れて実施します。

(2) 屋外エリア

屋外エリアは、レクリエーションとして水に親しむこと等、利用者ニーズを踏まえたスポーツ振興、健康・体力づくりなどをさらに推進し、多くの住民が年間を通じて集えるエリアとし、事業者提案等を取り入れて実施します。

(3) 必要諸室及び規模（想定）

必要諸室等		
(1) 屋内エリア	①プールエリア	ア. メインプール
		イ. 小プール
		ウ. プールサイド
		エ. 更衣室、シャワー室
		オ. プールエリア専用トイレ
	②トレーニングエリア	ア. トレーニングルーム
		イ. スタジオ
		ウ. 更衣室、シャワー室
	③共用エリア	ア. エントランスロビー等
		イ. トイレ
	④その他	ア. 事務室 イ. その他 事業者提案等
	(2) 屋外エリア	事業者提案等
全体延床面積		2,500 m ² 程度
屋外エリア面積		1,500 m ² 程度

4 整備方式等

(1) 整備方式の種類と概要

①従来（公設民営）方式

設計、建設、管理・運営の各業務を仕様に基づき民間事業者に分割発注します。資金調達は行政で行います。

②DB（Design Build）方式

設計、建設業務を一括して民間事業者に性能発注します。管理・運営業務は仕様に基づき民間事業者に分割発注します。資金調達は行政で行います。

③DBO（Design Build Operate）方式

設計、建設、管理・運営業務を一括して民間事業者に性能発注します。資金調達は行政で行います。

④PFI（Private Finance Initiative）方式

設計、建設、管理・運営業務を一括して民間事業者へ性能発注します。資金調達は民間事業者で行います。

○整備方式の業務区分の比較

項 目		①従来方式	②DB方式	③DBO方式	④PFI方式
資金調達		行政	行政	行政	民間
業 務	設 計	分割発注	一括発注	一括発注	一括発注
	建 設	分割発注			
	管理・運営	分割発注	分割発注		
発注形態		仕様発注	性能発注	性能発注	性能発注

※分割発注：業務ごとに分割して発注すること。

※一括発注：各業務を一括して発注すること。

※仕様発注：業務に関わる詳細な要件等の仕様書を公共が作成し、民間に提示して発注すること。

※性能発注：必要な施設の性能や水準のみを提示して発注すること。民間経営ノウハウ等を活かした創意工夫が発揮しやすい。

(2) 整備方式の選定

①施設整備期間

DBO方式は、設計、建設、管理・運営を一括発注することにより、従来方式等に比べ発注準備期間の短縮や、工期短縮が期待できます。

②施設整備費用

DB方式、DBO方式は、従来方式の「仕様発注＋公共単価」に比べ、「性能発注＋民間単価」となるため、施設整備費用の縮減効果が期待できます。

③施設整備計画

DBO方式、PFI方式は、設計、建設、管理・運営を一括発注することにより、設計段階から管理・運営に適切な施設計画の反映が期待できます。

その他、PFI方式はサウンディングや他都市の事例によると、比較的事業費が大きい事業に採用され、施設整備費に民間資金を活用するため、返済時に金利等が必要となります。

一方で、DBO方式は施設整備費を行政が調達するため、補助金や地方交付税措置のある地方債を活用することにより、市の財政負担を軽減することが可能となります。

また、予防保全を前提とした計画的な維持管理や、民間のノウハウを活用したライフサイクルコストの削減が期待できます。

以上のことから、新市民プールの整備は、施設整備費用の縮減や効果的な管理・運営等が期待できる「DBO方式」により実施することとします。

○整備方式の比較

項目	①従来方式	②DB方式	③DBO方式	④PFI方式
整備期間	△	○	◎	○
整備費用	△	○	◎	◎
整備計画	○	○	◎	◎
資金調達	○	○	○	△
総合評価	△	○	◎	○

(3) 事業者選定方式

DBO 方式による事業者選定方式は、総合評価競争入札方式と公募型プロポーザル方式が考えられますが、事業者のノウハウや高い技術力に基づいた提案内容等を総合的に評価し、契約時に協議等が可能である公募型プロポーザル方式とします。

○発注方式による比較表

項目	総合評価競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	「入札金額」と「提案内容」で総合的に評価して落札者と契約する方式	「入札金額」と「提案内容」で総合的に評価して優先交渉権者を決定し、契約する方式
自治法上の位置づけ	一般競争入札	随意契約
主な流れ	①入札公告 ②資格審査・認定 ③入札書、提案書提出 ④評価（ヒアリング等） ⑤落札者決定 ⑥契約	①事業公告 ②資格審査・認定 ③提案書提出 ④評価（ヒアリング等） ⑤優先交渉者決定 ⑥契約
契約	○入札内容により、契約内容が決定する ○契約締結に至らなかった場合は再入札となる	○契約協議により、契約内容を決定する ○契約締結に至らなかった場合は次順位者との協議が可能である

5 施設整備費等

(1) 施設整備費

施設整備費は、建設工事費（解体費含む）、設計・工事監理費として、約 21 億円を想定しています。

費目	金額	備考
建設工事費	約 20 億円	施設整備費、既存施設解体費等
設計・工事監理費	約 1 億円	設計費、工事監理費

(2) 施設整備費に係る財源

施設整備費に係る財源は、過疎対策事業債（交付税措置 70%）を主なものとし、その他の申請可能な国等の交付金・補助金や、クラウドファンディング、企業版ふるさと納税等の活用も検討します。

(3) 運営・維持管理等

運営・維持管理期間は、民間事業者による指定管理者制度により 15 年を設定します。

施設の規模・必要諸室等を踏まえ、年間の運営・維持管理費は平均約 1 億 200 万円、プール等利用料収入は平均約 2,100 万円、民間事業者の自主事業収入は平均約 2,500 万円とし、年間の指定管理料は、約 5,600 万円を上限と想定しています。

6 施設整備に伴う経済波及効果

(1) 経済波及効果の算出方法

経済波及効果とは、ある経済活動（施設の整備・維持管理等）がきっかけとなって市内需要が発生し、その影響が次々と他の経済活動にも及ぶことを示したもので、次の3つの効果に分けられます。

①直接効果

経済波及効果の基となる効果で、消費額や投資額のうち市内生産分。

②第1次波及効果

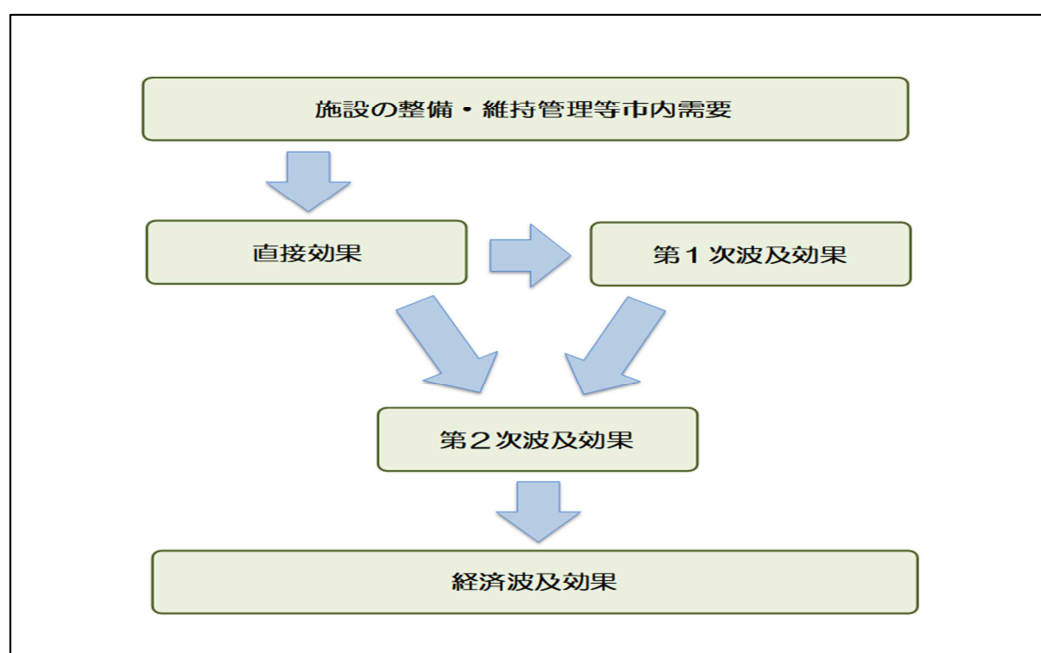
直接効果によって生産が増加した産業で必要となる原材料等を満たすために、新たに発生する生産の波及効果。

③第2次波及効果

直接効果と第1次波及効果で増加した雇用者所得のうち消費にまわされた分により、各産業の商品等が消費されて新たに発生する生産の波及効果。

なお、経済波及効果の算出にあたっては、津山市産業連関表を基に、岡山県産業連関表等の外部統計を用いています。

※産業連関表：地域内の経済活動について、産業間や産業と消費者などの財・サービスの取引関係をまとめたもので、経済構造を全体的に把握・分析することができるものです。



(2) 算出項目

算出項目を「建設投資の経済波及効果」、「施設運営の経済波及効果」、「派生消費の経済波及効果」の3項目とし、それぞれ試算しています。

①建設投資の経済波及効果

建設投資の経済波及効果は、約21億円の施設整備費に対して、29億5,600万円の効果額が推計されます。

②施設運営の経済波及効果

施設運営の経済波及効果は、年間9,800万円の効果額が推計されます。

③派生消費の経済波及効果

施設使用者のうち主に市外からの来訪者による宿泊等の消費支出による派生消費の経済波及効果は、年間4,500万円の効果額が推計されます。

(3) 総合的な経済波及効果

施設整備費、年間の施設運営経費や来訪者の消費支出の合計36億6,220万円に対して、指定管理者制度による15年間の総合的な経済波及効果額は、51億円が推計されます。

項 目	経済波及効果額
建 設 投 資	29億5,600万円
施 設 運 営	14億6,800万円
派 生 消 費	6億7,600万円
合 計	51億0,000万円

第4章 事業運営計画

1 利用者の想定

(1) 住民等の利用

年間利用者数目標を6万人として、子どもから高齢者・障害者まで多世代の利用を想定します。

また、一般・高齢者の健康づくり、児童・学生の水泳教室、公認水泳大会等の利用等を想定します。

(2) 学校等授業での利用

久米地域の小中学校や近隣の希望する学校・保育所等の幼児・児童・生徒が、水泳技術の向上や水難事故防止等にも役立つ安全な水泳授業を実施するため、専門の指導者が指導することを想定します。

2 開館時間

(1) 現市民プールの状況

①火曜日～土曜日：10:00～20:45

②日曜日・祝日：10:00～17:45

③月曜日：休館

※市内中学校の利用は、8:50～13:00（休館日を含む）の間で利用しています。

(2) 新市民プールの開館時間等

①開館時間は、利用者ニーズや事業者提案を取り入れながら、新たに設定します。

②市内学校等の水泳授業の利用時間帯等は、学校等との協議により決定することを想定します。

3 利用料金

(1) 現市民プールの状況

施設	利用区分		期間	利用料金	
市民プール	個人利用	中学生以下及び高齢者	9月1日から6月30日まで	460円	
		高校・一般		570円	
		中学生以下及び高齢者	7月1日から8月31日まで	570円	
		高校・一般		690円	
	個人会員（記名式）	中学生以下及び高齢者	1年間	17,280円	
		高校・一般	1年間	23,040円	
		親子	1年間	28,810円	
	家族会員	記名3人まで	1年間	51,850円	
	法人会員（年会費のほかに利用時には別途利用料金が必要）	法人会員登録が			
		10名以下	1年間	51,850円	
		11名から29名まで	1年間	80,660円	
		30名以上	1年間	115,230円	
	法人会員登録者が施設利用時				110円
	夏季会員（記名式）	中学生以下及び高齢者	7月1日から8月31日まで	2,300円	
高校・一般		3,450円			
プール1コース専用利用（10名以上）	中学生以下及び高齢者	9月1日から6月30日まで	1,150円		
	高校・一般		1,150円		
トレーニングルーム	器具利用	個人利用（1回）	—	230円	
		個人会員	1年間	11,520円	
	AV機器利用（1回）	—	230円		

(2) 新市民プールの利用料金

屋内プール、トレーニングルームなどの施設利用料金は、利用者ニーズを把握し持続可能な施設運営ができる施設を目指すため、事業者提案等を取り入れて利用料金を設定します。

4 事業スケジュール

本事業は、基本計画策定の後、令和6年度にDBO方式による事業者選定・決定を予定しています。

そして、令和6年度から8年度にかけて、決定した事業者による設計・解体・施設整備等を実施し、津山市久米総合文化運動公園内において、令和9年度から新市民プールの運営開始を目指します。

事業スケジュール

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
基本計画の策定					
事業者の選定・決定 (プロポーザル方式)					
設計・解体・整備 (DBO方式)					
開業準備・施設運営 (DBO方式)					

参考資料

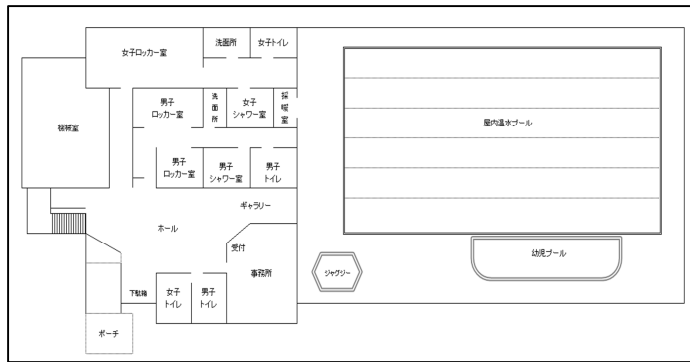
①施設概要

【所在地】津山市中北下 1,253 番地

【建築面積】1階:1,371.8 m² 2階:415.8 m² 屋外:1,817.0 m² 合計 3,604.6 m²

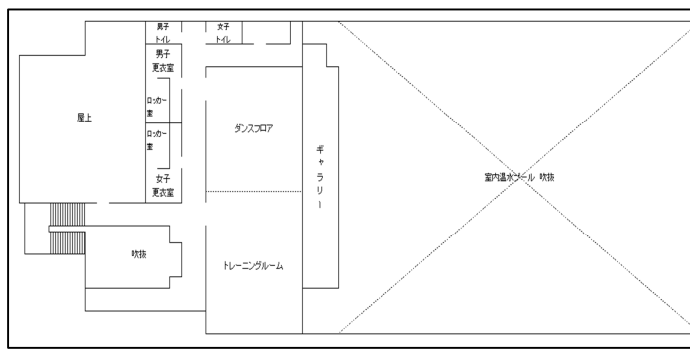
【延床面積】1,787.6 m²

1階平面



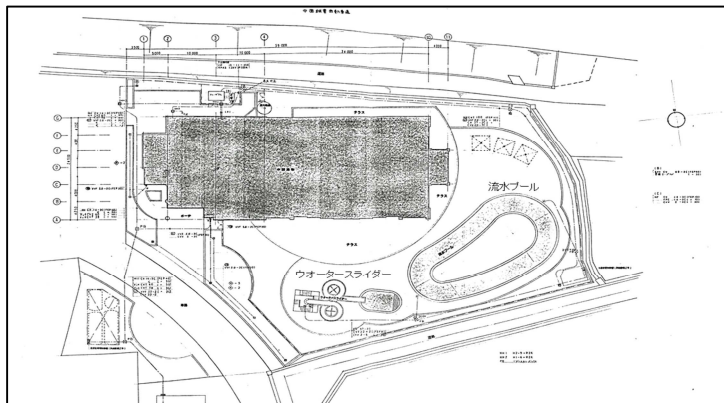
- 1階主要室
- ・屋内温水プール (25m×6コース)
 - ・幼児プール
 - ・ジャグジー
 - ・採暖室
 - ・事務室、ギャラリー、更衣室、シャワー室、ロッカー室、トイレ等

2階平面



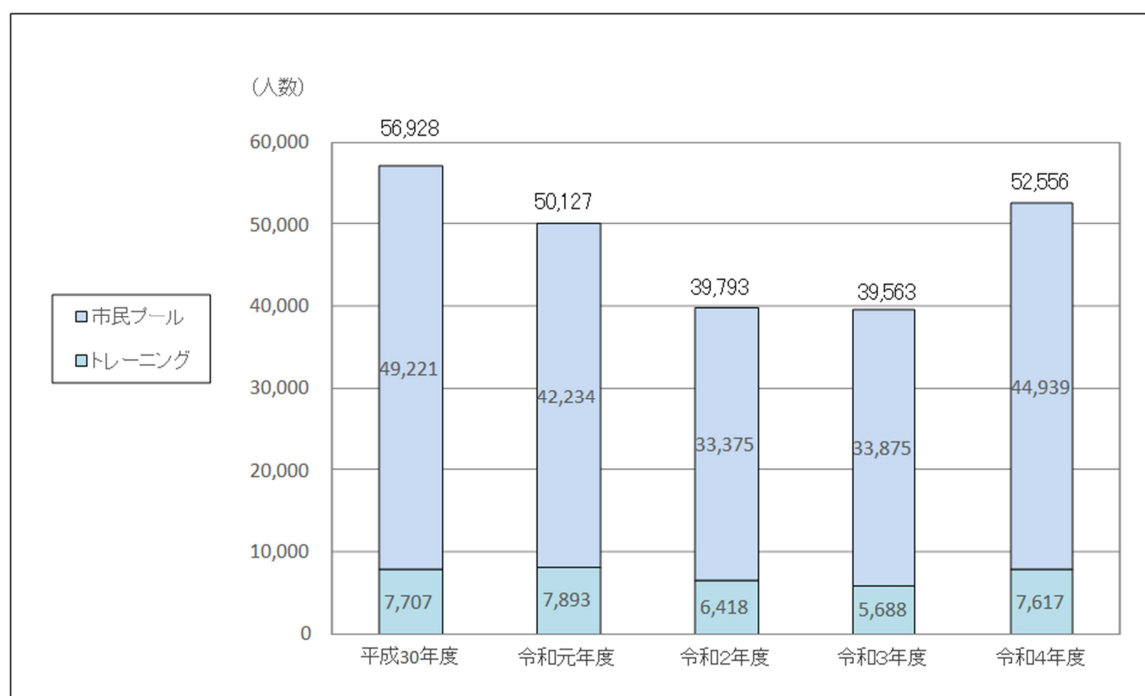
- 2階主要室
- ・トレーニングルーム
 - ・ダンスフロア
 - ・ロッカー室、トイレ等

屋外配置



- 屋外施設
- ・流水プール
 - ・ウォータースライダー
 - ・テラス

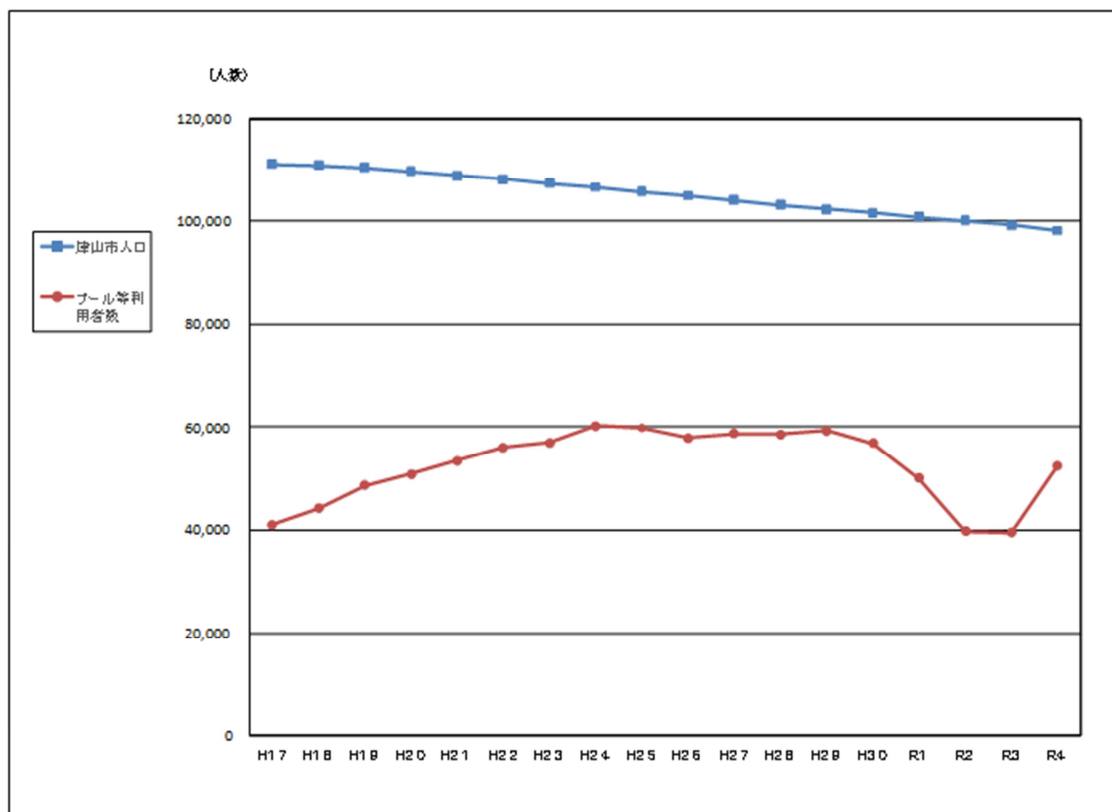
②利用状況



区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民プール 利用人数(人)	49,221	42,234	33,375	33,875	44,939
中学生以下・高齢者	2,134	14,746	12,205	14,868	19,936
高校生・一般	20,337	11,247	8,090	8,125	9,628
スクール	19,748	13,429	11,678	9,622	13,196
その他	7,002	2,812	1,402	1,260	2,179
トレーニングルーム 利用人数(人)	7,707	7,893	6,418	5,688	7,617
合計	56,928	50,127	39,793	39,563	52,556
開館日数(日)	303	303	265	222	299
1日の利用人数	188	165	150	178	176
開館時間等	火曜日～土曜日:10:00～20:45 日曜日/祝日:10:00～17:45 月曜日:休館				

※ 区分の「中学生以下・高齢者」は、久米中学校の学校プールとしての利用人数を含まない

③津山市人口とプール等利用者数



(単位:人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
津山市人口	111,149	110,911	110,454	109,718	108,898	108,139
プール等利用者数	41,041	44,239	48,732	50,932	53,541	56,140

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
津山市人口	107,387	106,628	105,762	104,958	104,108	103,150
プール等利用者数	57,056	60,236	59,887	57,947	58,733	58,572

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4
津山市人口	102,294	101,598	100,863	100,105	99,315	98,185
プール等利用者数	59,353	56,928	50,127	39,793	39,563	52,556

※津山市人口は、住民基本台帳による

④収支状況

(単位：千円)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
収入	委託料（指定 管理料）	当初協定分	23,132	23,344	23,344	23,344
		コロナ対策関連	0	0	2,468	0
		電気代高騰対策	0	0	0	6,116
		小計	23,132	23,344	25,812	29,460
	利用料金	利用料金	9,281	7,928	7,642	9,947
	自主事業	自主事業	18,076	14,273	12,107	17,743
	その他	その他雑収	1,960	1,463	943	2,607
	市助成金	コロナ対策関連	0	1,322	0	0
収入合計		52,449	48,330	46,504	59,757	
支出	人件費	給与手当	10,212	7,652	7,702	6,308
		パート料	11,975	13,962	12,986	13,232
		福利厚生費等	2,667	2,431	2,572	2,394
		小計	24,854	24,045	23,260	21,934
	販売費及び 一般管理費	租税公課	4	2	3	3
		広告宣伝費	478	57	77	227
		送迎用バス代	6,076	3,951	3,222	4,428
		旅費交通費	297	82	51	95
		通信費	349	420	316	371
		一般交際費	17	8	2	3
		消耗品費	3,403	1,145	1,866	1,429
		雑費	3,493	4,086	3,509	59
		支払手数料	0	0	0	748
		減価償却費	126	444	207	34
		商品売上原価	1,299	1,000	894	2,744
	小計	15,542	11,195	10,147	10,141	
	施設費	保険料	98	97	97	97
		リース料	323	325	301	136
		光熱水費	9,837	10,697	11,466	20,620
		機械設備費等管理費	0	0	0	2,963
修繕費		432	161	1,235	1,093	
小計		10,690	11,280	13,099	24,909	
支出合計		51,086	46,520	46,506	56,984	
収支差引		1,363	1,810	△2	2,773	

令和6年2月1日

津山市長 谷 口 圭 三 様

津山市スポーツ推進審議会
会長 高 原 清 隆

津山市久米総合文化運動公園市民プールの
更新（新築）整備について（答申）

津山市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、令和5年10月4日付津地ス第357号で諮問された、津山市スポーツ施設の整備等について（津山市久米総合文化運動公園市民プールの更新（新築）整備について）、慎重に協議した結果、次のとおり答申します。

答 申

津山市久米総合文化運動公園市民プールの更新（新築）整備について

津山市久米総合文化運動公園市民プール（以下「久米市民プール」という。）の更新（新築）整備については、「現市営プールの適正化基本方針」、「久米市民プール整備基本構想」「久米市民プール整備基本計画策定委員会の意見書」、「津山市スポーツ協会による総合屋内25mプール建設に伴う請願書・要望書」、「公共施設再編の検討について（答申）」及び津山市における市営プール整備の経緯一覧表をはじめとした本審議会にて示された各種資料や、岡山県水泳連盟に対するヒアリング等を踏まえ総合的に検討しました。

また、複数の市営プール整備計画を統合するなど、現在までの市営プールの変遷を念頭に、プールの集約化、現行プールの利用状況、駐車場等の周辺施設の確認、施設整備における用地選定理由、整備財源の有無、学校利用の現状と可能性など、あらゆる方面から検討を進めました。

検討の結果、本審議会では、健康・体力づくりのさらなる推進に加え、近隣の学校利用を前提として整備し、また、公認プール機能の付加による競技レベルの向上や交流人口増加等を目指すことは、久米地域の発展はもちろん津山市の今後のスポーツ振興を進める上で非常に有効であると考え、久米市民プールの更新（新築）整備は妥当であると判断しました。

なお、本審議会に付託された諮問内容の検討結果は以下のとおりです。

1 整備場所について

整備場所は、現久米市民プールの施設敷地が最適地と判断しました。

理由として、1つは、現久米市民プールは令和4年度の利用者数が市内スポーツ施設の中で2番目と多く、地域に根付いた施設であること。

2つは、久米地域及び津山西部地域の学校授業での利用が見込めること。

3つは、現行の施設用地や上下水道などの既存インフラ設備が活用できることによる事業費の軽減、さらに、久米地域では施設整備財源に、市債である過疎対策事業債（国の地方交付税措置70%）を活用できること。

4つは、現久米市民プールの場所が交通アクセスに優れ、駐車場も最大約500台と多く、周辺には飲食店、コンビニエンスストア、宿泊施設もあり、大会や合宿など、多くの方が遠方から来られる場合に適した場所であること。

などがあげられます。

2 公認プール機能の付加について

公認プール機能（国内一般A）の付加は妥当と判断しました。

第2回審議会では、岡山県水泳連盟とのヒアリングを行い、理事からは「現在開催している公認大会の誘致もさることながら、大会開催に適したプールが少ないため新規大会の開催要望に対応出来ていない。県北に新たな公認プールが出来れば、新設の大会の可能性もある。」「県内での大会数が増えれば競技力の向上にも大いに期待できる。要件を満たした施設が完成すれば、年間で10回程度の公認大会開催の可能性は

十分にある。」との意見がありました。さらに「合宿についても、大学やクラブチームの利用の可能性はある。特にクラブチームの利用の可能性は大いにある。」との意見でした。

このことを踏まえ委員からは、「健康増進プールに公認プール機能を付加し、若者や競技者だけではなく高齢者や障害者、学校利用など、多世代で多様な利用を可能とすることで、活気あるまちづくりを進めるべきだ。」との意見や、「市内住民だけの利用には限界があり、市外からの利用者呼び込む必要がある。今後、スポーツ施設の更新を行う場合には、各種目の公認基準を満たしたものとすることは、最低限のことだと思う。」との意見もありました。

以上のことを踏まえ、本審議会では、健康増進を中心とした利用に、市内外の多様なニーズに対応できるよう公認プール機能（国内一般 A）を付加し、競技レベルの向上や交流人口の増加に寄与する施設整備が必要と判断しました。

3 必要諸室について

新たな久米市民プールは、健康・体力づくり、競技スポーツ（大会・合宿含む）、学校授業、生きがいづくり、レジャー等、様々な分野での利用が想定されます。多くの住民が利用可能となるよう、施設整備はユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障害の有無に関わらず、全ての利用者が使いやすい施設を望みます。

小プール、トレーニングルームやスタジオ等の諸室は、その目的に応じてストレスなく利用できるよう配置し、屋内外の施設や設備は、利用者が十分楽しめる内容になるよう運営事業者等の意見・提案等を取り入れた整備を望みます。

プールの長さとお水深は「長さは25m（8コース以上）」「水深は2m」の規格を採用することを推奨します。これにより公認大会や合宿の誘致の可能性が格段に高くなります。

水深を2mにすることによって、競技者が練習や大会で飛び込む時の安全を確保することができます。また、トップレベルを目指す競技者にとって他の大会会場と同じ条件で、練習できることは大きなメリットがあり、合宿誘致決定の大きな要素になります。

様々な利用者が同時にプールを利用するためには、可動床を設置とすることが必要です。可動床を設置することによって、それぞれの利用者に適した水深に調整ができるため、多様なニーズに対応することができます。

なお、公認プール機能の付加に必要な施設・設備は、過度なものにならないよう運営事業者や関係団体と十分に調整し、意見・提案等を取り入れた整備を望みます。

4 その他、利用促進等について

新たな久米市民プールが整備された場合、専門的な指導を受けることにより水泳技術の向上や水難事故防止等にも役立つことから、久米地域の小中学校のみならず、近隣で利用を希望する学校にも水泳授業で利用できるよう調整することを望みます。

また、委員からは、現在、新型コロナウイルス感染症等の影響により休止となっている小中学校の各水泳大会について、久米市民プールの整備を機に再開を期待する意見もあり、様々な大会の可能性を検討し、利活用を進めるとともに、大会・合宿補助金による支援を充実させることを望みます。

施設整備にあたっては、運営維持管理費の経費削減対策も必要ですが、「きれい・おしゃれ・くつろげる」の視点を持ち、利用者に対するサービス向上に努めることを望みます。

津山市スポーツ推進審議会

会 長	高原	清隆
副会長	江原	圭祐
委 員	堀	俊夫
委 員	三 苦	俊一
委 員	片山	哲也
委 員	久常	晃令
委 員	藤木	裕也
委 員	亀山	康弘
委 員	津田	幸保
委 員	山口	道拓
委 員	高崎	恵子
委 員	小林	美知子
委 員	真木	茂

津山市久米総合文化運動公園市民プール 整備基本計画策定委員会からの意見書

～次世代にふさわしい市民温水プールの整備に向けて～

5年6月1日

津山市久米総合文化運動公園市民プール整備基本計画策定委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 基本計画策定委員会の概要	3
3. 基本計画策定委員会からの意見	4
4. 終わりに	11

1. はじめに

本委員会は、老朽化した「津山市久米総合文化運動公園市民プール」を更新(新築)するにあたり、関係団体や学識経験者等を委員として広く意見を求め、市が策定する整備基本計画に反映させるため、委員会設置要綱に基づき設置されたものです。

委員会では、令和4年11月に市が策定した整備基本構想をはじめとして、市議会での請願採択状況、利用者アンケート、サウンディング型市場調査、ワーキング調査の結果等を基として、様々な意見や要望等が出されるなど活発な議論がなされました。

本意見書は、委員会での意見や要望を丁寧に集約していますので、今後、市において十分に検証し整備基本計画に反映していただくようお願いをいたします。

津山市久米総合文化運動公園
市民プール整備基本計画策定委員会

2. 基本計画策定委員会の概要

基本計画策定委員

所 属	役職等	氏 名	備 考
学識経験者	美作大学生活科学部 教授	小山 京子	委員長
地域代表	津山市連合町内会 副会長	重松 正起	副委員長 第1回目～第3回目
		山田 誠	副委員長 第4回目～第5回目
高齢者代表	津山市老人クラブ連合会 副会長	小林 秀孝	
子育て世代代表	津山市PTA 連合会会長	佐野 彰彦	
幼児教育・保育代表	久米こども園園長	林原 郁恵	
久米	久米中学校教諭	妹尾 出	
久米市民プール 利用学校保護者代表	久米中学校 PTA 副会長	國米 裕喜	
久米市民プール 利用者代表	市民プール利用者	池口 周治	
水泳施設・スポーツ振 興関連	津山市スポーツ協会 副会長	真木 茂	
健康増進施設関連	津山中央病院リハビリテ ーション部副部長	石井 信	

委員会開催概要

回	開催日	主な内容
第1回	令和5年1月26日(木)	○久米市民プール整備基本構想について ○アンケート調査結果 ○サウンディング型市場調査結果 ○ワーキング調査結果 ○施設整備基本計画協議 ・施設整備基本方針 ・施設整備計画 ・事業運営計画
第2回	令和5年2月16日(木)	
第3回	令和5年3月24日(金)	
第4回	令和5年4月27日(木)	
第5回	令和5年5月25日(木)	

3. 基本計画策定委員会からの意見

以下の意見は、策定委員会の主な意見を種類ごとに分類したものです。

意見

(1) 施設整備内容についての意見

意見

(2) 公認プールと可動床を要望する意見

意見

(3) 同規模の健康増進プールを要望する意見

意見

(4) 現プールを継続運営しつつ新プールの建設を要望する意見

意見

(5) 2年間休止の場合の意見

(1) 施設整備内容についての意見

1. 利用者ニーズに対応し人と地域との交流を促す拠点施設となるために

- ① 幼児から高齢者の様々な世代に使いやすく、健康増進にも配慮し、幼・小・中・高校生等が利用しやすく、水泳授業にも利用可能な施設と指導環境を整えていただきたい。
- ② 中学校の水泳授業での利用においては、利用時間帯と移動方法を検討いただきたい。
- ③ 子どもの頃から水に親しみ、水の危険性を知りながら成長してほしいため、水深の浅い幼児用プールを整備し、小さい子どもでも家族で楽しめる施設になると、今後利用者がさらに広がり、少子化対策にもつながると考える。
- ④ トレーニングルーム・スタジオや多目的に使えるスペースを整備していただきたい。
- ⑤ 屋外エリアには、噴水設備のような子どもが遊べる場所等、多世代が集まることができるものにしていただきたい。

(2) 公認プールと可動床を要望する意見

1. 津山市のスポーツ施設を代表するプールとして

- ①久米市民プールを津山市全体のスポーツ施設を代表するプールと考えるなら、市議会でも採択された内容の公認プールを整備し、久米地域のみならず津山市全体が賑わい、活性化していくようにすることが津山市の責任であると考えている。

2. 公認プールを必要とする理由など

- ①スポーツは競技力向上が課題となっており、競技力向上のためには近くに公式大会ができる施設が必要である。
- ②県水泳連盟は、「大会が特定のプールに集中していることから、他に公認プールを整備してもらいたい。」という意向を持っている。
- ③久米に公認プールができなくても、競技力向上のため、公認プールは必要であると考えている。

3. 要望する公認プールの主な規模と岡山県内の現状や誘致可能な大会

- ①県大会以上を誘致するためには、シングル A 規格（水深 1.35m 以上）を備え、なおかつ水深 2m の 25m プールで 8 レーン以上が必要である。
- ②4 レーンごとに水深 0m～2m まで調整が可能な可動床機能を付加する。
- ③上記①②の規模を満たす施設は限られており、公式大会は県南の特定の施設に集中している。
- ④上記①②の規模を満たす施設であれば、小学生から高校生までの（津山市、美作地区等の）地方大会が年 5～6 試合、県水泳連盟からは年 3～4 試合、年間合計 10 試合程度の大会誘致が可能である。

4. 必要とされる駐車場台数と現状

- ①大会開催時は 200 台以上の駐車場確保が必要である。久米総合文化運動公園で休日に大会を開催した場合、久米支所駐車場まで活用すれば 400 台程度の駐車が可能である。

5. 可動床の有効活用

- ①水深が4レーンごとに分割調整できる可動床であれば、普段は2つの水深を活用することで多世代の多様なニーズに対応し、また、半分（4レーン）を一般開放し、残りのレーンで水泳授業やスイミングクラブの合宿等を行うこともできる。
- ②公式大会時は泳ぎやすく記録の出やすい水深2mに設定できる。（水深が深いと波の影響を受けにくい）
- ③可動床を整備することで、それぞれの立場の人に必要な水深に調整ができ、高齢者のフレイル予防や介護予防につながると考える。

6. 人が集まり地域の発展に

- ①公認プールになれば、地域の発展にも寄与し、県大会では500人規模の選手とコーチ、保護者など多くの人が集まることから、道の駅や梅の里などへの集客も期待でき、また、部活動やスイミングクラブ等の合宿を誘致することにより、既存のホテルなどの利用が促進され、地域経済への波及効果が高まると考える。

(3) 同規模の健康増進プールを要望する意見

1. 公認プールの必要性

- ①公認プールではなく、小プールや大プールのようなレーンを複合的に整備し、それぞれの立場の人に使ってもらえばいいのではないか。

2. 整備費用及び維持管理費について

- ①年数回の大会のために膨大な資金を投入して、可動床や観客席・ロッカールームを整備し公認プールを作るのは、維持管理費、費用対効果を考えても無駄ではないか。

- ②地域人口が減少する中、子育て政策などに費用配分したほうがよい。

3. 県内他施設

- ①県内に申請すれば公認とされるプールがたくさんある中で、津山市に公認プールが必要なのか。

(4) 現プールを継続運営しつつ新プールの建設を要望する意見

1. シニア会員など健康増進利用の継続を要望

①代替施設が無いまま2年間休止することは、健康増進利用のシニア会員など運動の機会を失うことになり、体力が低下し、生活リズムが乱れてしまうと考え。また、利用者は戻ってこないと感じる。高齢者の健康維持のためにも何とか延長運営をしていただきたい。

2. 子どもたちの水泳の場の提供継続を要望

①現プール会員数は618名、1歳から中学3年までの若年層が全会員の過半数を占めている。その子どもたちが2年間水泳をする機会を失ってしまうことは、成長していく過程の中で非常に重要な学ぶ機会を失ってしまい、子どもたちにとっていろいろな面で大きなマイナス影響を与えるものと考えることから、現プールを必要最小限の修繕をし、何とか従来通り営業していただきたい。

3. 現プール部分以外での建設を要望

- ①2階建て等、現駐車場に建設できる範囲内のプールを建設し、2年間は何とか延長運営をしていただきたい。
- ②現駐車場に建設できないのであれば、クリーンセンター付近に新プールを建設し、焼却熱を利用した温水プールを建設すれば電気料金の大幅な縮減となり、SDGsに繋がる。

(5) 2年間休止の場合の意見

1. 中学生への配慮を求める意見

- ①中学生の水泳授業が2年間できないことから、泳げない生徒が出てくるのではと心配している。その間、地域の小学校のプールを利用するなどしてプール授業ができる選択肢を作っていただきたい。

2. 次世代のため理想的な施設を求める意見

- ①2年間は使えなくとも、次世代のことも考えての施設として欲しい。先般も5歳児の事故のニュースがあった。やはり小さい頃から水に慣れ、楽しく続け、競技会にも出られるようになるのが理想だと思う。

4. 終わりに

本委員会では、各委員から様々な意見や要望が出され、時には熱く感情のこもった議論が交わされました。その根底には「津山市久米総合文化運動公園市民プール」はレインボーの愛称で親しまれ、住民の健康増進、競技力向上、地域の活性化等に多大に寄与している施設であり、久米地域のみならず市全体として大切な施設である、との思いがあったものと感じています。

特に、可動床機能を有する公認プールとすることは多数の委員が切望されており、また、施設更新期間中の現施設継続運営についても熱心な要望がありました。今後、市において十分な検証を行い、整備基本計画を策定されるようお願いいたします。

本意見書が、新たな「津山市久米総合文化運動公園市民プール」の礎となることを期待し、久米地域生活拠点の充実と活性化に資する施設となることはもちろんのこと、津山市の拠点施設としてふさわしい機能を有する市民温水プールが、早期に更新(新築)されることを切に願います。

津山市久米総合文化運動公園市民プール
整備基本計画策定委員会
委員長 小山 京子

